

引上げ分の地方消費税収が充てられる 社会保障施策に要する経費（令和2年度当初予算）

- 消費税率引上げ分の税収については、その用途を明確にし、全て社会保障財源化することとされています。
- その主旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税の社会保障施策への充当状況について明示するものです。

引上げ分の 地方消費税収 及び 社会保障施策 に要する経費

（歳入） 引上げ分の地方消費税収	31,338百万円※
（歳出） 社会保障施策に要する経費	147,447百万円

※社会保障財源化分の地方消費税市町村交付金を除く。

引上げ分の 地方消費税収 の 使 途

○ 社会福祉：全体事業費 57,736百万円のうち20,409百万円に充当

【事業の概要と主な事業】

主に生計の困難な方や心身に障害のある方に対して必要な支援等を行い、生存権を確保する施策です。

- ・ 施設型給付費負担金 10,860百万円（うち10,859百万円に充当）
- ・ 介護・訓練等給付費 9,160百万円（うち873百万円に充当）

○ 社会保険：全体事業費 76,227百万円のうち8,435百万円に充当

【事業の概要と主な事業】

国民健康保険、介護保険及び年金などの保険的方法によって社会保障を行う施策です。

- ・ 介護保険制度運営事業 26,600百万円（うち2,534百万円に充当）
- ・ 後期高齢者医療費給付費県負担金 19,700百万円（うち2,277百万円に充当）

○ 保健衛生：全体事業費 13,484百万円のうち2,494百万円に充当※

【事業の概要と主な事業】

医療に係る施策や感染症等の予防対策など健康を保つための施策です。

- ・ 指定難病等医療費助成事業 1,893百万円（うち916百万円に充当）
- ・ 小児慢性特定疾病医療費助成事業 260百万円（うち125百万円に充当）

※地域医療介護総合確保基金は、基金造成費を計上